

企画総務課の「令和4年度の運営方針と目標」

企画総務課長 佐藤 豊

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・「デジタル田園タウン構想事業」の推進により、デジタル技術を活用しながら、町民のより良い暮らし（ウェルビーイング）を高めていくため、情報収集、方向づけ、観察、最善の決定、実行（ウーダループ）を繰り返しながら、効果的に町民満足度の高い施策を推進します。
- ・「第6次矢吹町まちづくり総合計画」に掲げる将来像を着実に推進するとともに、町民ニーズや社会変化に対応した重要課題等に対応するため、各課との横連携を密に行い、総合調整を図りながら、政策、施策、事務事業を積極的に進めます。
- ・行政サービスの質の向上と事務事業の効率化を図るため、「第6次矢吹町行財政改革大綱及び実行計画」に基づき、財政の健全化を維持しながら持続可能な自治体経営を進めます。
- ・職員の意欲、資質、能力を高める職員力の向上を推進するため、「矢吹町人材育成考課制度」による能力、実績に基づく人事管理の徹底を図り、職員の育成と活気ある組織の構築に努めます。
- ・「矢吹町人材育成基本方針」に基づく人材育成考課制度の確実な実施と人事任用制度への活用及び処遇反映を推進し、職員の育成と持続可能な活気ある組織の構築に努めます。
- ・行政情報を分かりやすい内容で積極的に発信、提供し、各事業の目的、目標の共有化を図りながら、信頼性の高い開かれた矢吹町役場を目指します。
- ・円滑な事業実施、安定的なサービス提供に向け、事業等の遂行上、予期せぬ課題等が発生した場合、状況を的確に把握し、町民の生命、財産に影響が及ぶことのないよう初期段階で、可及的速やかに対応できる危機管理体制の構築を実現します。

■課の役割

企画総務課は、企画・デジタル推進室、財務係、総務係で構成され、①政策立案調整、②行政評価、③高度情報化、④広報広聴、⑤秘書業務、⑥財政（予算・決算）、⑦公有財産の管理、⑧庁舎及び公用車の管理、⑨入札、⑩人事・組織及び給与、⑪人材育成・研修、⑫職員の福利厚生、⑬文書・法令等の法規事務、⑭選挙事務、⑮危機管理の対応などを行う役割を担っています。

2 課の構成（令和4年4月1日現在）

職員数 26人（うち会計年度任用職員6人）

- ・課長 1人 ・副課長 2人 ・危機管理監 1人 ・企画・デジタル推進室 5人（うち会計年度任用職員1人）
- ・財務係 6人（うち会計年度任用職員1人） ・総務係 11人（うち会計年度任用職員4人）

3 令和4年度の課の運営方針と目標

①デジタル田園タウン構想

専門的な外部人材等の登用を図り、全庁的な職員の理解、意識啓発を図り、また、町民の皆様に、デジタル化の利便性を実感してもらう事業等を展開しながら、構想に掲げた行政DXと地域DXを推進します。

②行財政改革実行計画

限られた経営資源（職員、施設、財源）を有効活用し、住民満足度の高い行政サービスをより良く、効率的に提供するための取り組みを進めます。

③人材育成

人材育成考課制度を活かした職員力の向上を図るため、内部研修、外部研修を充実し、組織全体の強化を図ります。また、今後の自治体運営において、女性の視点は重要であると捉えており、女性職員が安心して業務ができる環境整備に努めます。

④第7次矢吹町まちづくり総合計画の事前準備

庁内横断的な連携を図り、令和5年度に取りまとめる予定の「まちづくりデータ集」、「町民アンケート」などの基礎資料を収集するための準備に組み込みます。また、新たな計画策定に向けた住民参加の取り組みについて調査、検討し、基本的な考えについてまとめます。

⑤各課との横連携の強化

首脳部会議、庁議、課長連絡会議などの定例会議において、情報把握を図るとともに、諸課題等の整理、解消に向けた協議等を随時、実施しながら複数の課が跨る事業がスムーズに執行できる総合調整の協議などを進めていきます。

令和4年度 企画総務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①デジタル田園タウン構想	①全庁的な取り組みとして「DX推進計画」の策定	①先進自治体等からの情報収集を行い、将来を見据えた仮説を構築し方向づけ、常に変化する環境を踏まえ、修正を繰り返しながら、迅速に実行し、効果的で町民満足度の高い施策を展開します。デジタル技術を用いて推進する各事業について、町民の方々に取り組みを示し、デジタル化に向けた基盤を整え、将来より豊かな環境で幸せが感じられる計画を策定します。	
	②町特有の課題解決に資するデジタル実装を伴う高齢者等の移動支援など公共交通サービスの向上に向けた調査検討	②本町の将来を見据え、先進地の事例等を参考に移動機会の創出を図るために、自動運転バスの社会実装に向けた調査検討を行います。	
	③最新の技術動向を把握し、効果的に事業を進めていく観点から、「外部人材登用」による体制強化	③デジタル技術の専門的な知見をもつ人材を登用し、最新のサービスを導入するために、多様な人材の検討を図ります。	
	④町民が利活用しやすい地図情報等のオープンデータ化	④都市計画情報や道路・街路灯設置情報、農地情報など、町が保有する様々なデータの中から、個人情報など公開できないものを除き、引用・コピー・加工等を可能とするオープンデータを公開します。	
	⑤事務処理の効率化として、会議録が自動作成される「AI音声認識システム」の導入等による環境整備	⑤議事録等の作成に費やした時間を町民サービスの充実に振り替えるため、音声認識によるリアルタイムでの議事録作成システムを導入し、事務効率の向上につなげます。	
	⑥行政手続きオンライン化の環境整備（子育て関係15手続、介護関係11手続）	⑥対面等による申請手続きのうち、児童手当や介護申請等をスマートフォンから行うオンライン化を進め、子育て世代等への利便性向上を図ります。	
	⑦子育て相談、移住定住希望者相談、道路・公共施設等の不具合状況等の通報受付、災害関連情報の周知などのオンライン化	⑦既存のサービスと併用しながら、相談、通報、行政情報の発信等をスマートフォンから手軽に行うシステムを構築します。また、一斉配信メールや防災無線で周知していた災害関連情報についてもスマートフォンに随時届くシステムとすることで災害状況をタイムリーにいつでも把握できることを可能とします。	

令和4年度 企画総務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②行財政改革実行計画	①職員一人一人が「行政を経営する視点」を持つための取り組み ②事業効果の自己評価と内部、外部評価の実施 ③デジタル化等の新たな発想による効率化の検討 ④経営資源の有効活用と経常的な経費の削減	①東北財務局 福島財務事務所による研修会などによる知識習得、意識改革 ②財務4表の作成等による内部評価と専門家への委託による外部評価と分析検証の結果公表 ③公務能率の向上に向け支障となっている要因の洗い出し ④財政シュミレーションの作成	
③人材育成	①職位に求められるスキル向上研修 ②専門的な能力向上研修 ③組織的な底上げを図る独自研修 ④人材育成考課制度運用講座 ⑤女性活躍推進研修	①ふくしま自治研修センターを活用した指名研修 ②東北自治研修所、市町村職員中央研修所、ふくしま市町村支援機構等の各研修所を利用する指名研修 ③全職員対象研修：法制執務基礎習得講座、DX業務改善研修 ④副係長以上を対象に、効果的な助言や手法の体得を目指す研修 ⑤今後のまちづくりにおける女性リーダーとしてのスキルアップ研修	
④第7次矢吹町まちづくり総合計画の事前準備	①見直しに向けた基礎情報の収集 ②基本計画と個別計画の役割分担の調整 ③まちづくり総合審議会の開催 ④町民参加の取り組みとする町民意見の集約方法	①前回の取り組み内容の確認 ②個別計画の抽出と計画期間等の確認 ③次期計画の骨子等の協議について、今後、矢吹町が取り組む施策等を共に考え、実行していただける方々と将来を見据えた建設的な意見交換等を実施 ④計画策定の住民参画について事例調査	

令和4年度 企画総務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
⑤各課との横連携の強化	①各課との調整が必要な分野の把握 ②各課との横連携を図り、課題等の改善策を整理するプロジェクトチーム等を分野ごとに立ち上げます。	①庁議調整会議等を活用し、事例等を整理のうえ、課題等の抽出を図ります。 ②期間限定で課題を整理していくなどの工夫を図り、集中的な取り組みを実行します。	

まちづくり推進課の「令和4年度の運営方針と目標」

まちづくり推進課長 山野辺 幸徳

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ①行政区、町民活動団体、事業者及び行政等の地域の活動実施主体がそれぞれの特性を活かしながら連携・協力し、共助の考え方のもと協働のまちづくりを推進します。
- ②地域防災計画に基づき、災害発生時に迅速な対応ができる体制を構築するとともに、避難行動要支援者計画、各種マニュアル等を策定し、関係機関との協議を進めます。
- ③「遺魂し運動」の理念に基づき、ごみの減量化や資源の再利用等、ものを大切にする取り組みを進めます。

■課の役割

まちづくり推進課は、生活安全係、環境衛生係、協働推進係で構成され、①協働体制の確立及び協働事業の創造、②行政区・町民活動団体等支援、③統計業務、④消防・交通・防犯業務、⑤消費者行政、環境衛生業務、墓園管理業務などを行う役割を担っています。

2 課の構成（令和4年4月1日現在）

職員数 11人

・課長 1人 ・副課長 1人 ・生活安全係 3人 ・環境衛生係 3人 ・協働推進係 3人

3 令和4年度の課の運営方針と目標

まちづくり推進課は、まちづくりの理念である「自助・共助・公助の考え方」のうち共助における協働範囲の拡充「協働のまちづくり」を推進するとともに、町民の生命と財産を守るための消防及び防災活動、生活環境保全の維持を図るための公害対策や墓地管理、「遺魂しい運動」の推進によるごみの減量化や資源サイクル化の更なる施策の展開を図ります。
令和4年度は、特に次の施策に重点を置き、取り組みを進めます。

①公共交通ネットワーク

高齢者をはじめとする交通手段を持たない町民の利便性の向上を図るため、行き活きタクシーはもとより、町に最適な公共交通について検討します。

②地域防災計画

地域防災計画について、災害発生時に迅速な対応ができる体制づくり、高齢者、障がい者等が安全に避難できる体制の構築及び避難時におけるアプリ等のデジタル活用を推進します。

③まちづくり団体支援

協働のまちづくりの推進の基盤となるまちづくり団体等の活動を支援するため、きめ細やかなサポートを行い、財政的な支援及び団体の自立を推進します。

④協働のまちづくりの支援

協働のまちづくりの推進を図るため、「自助・共助・公助の考え方」のうち、共助における協働範囲を拡充するため、町民・職員の意識の醸成をはかり、多元的な体制づくりを行います。

⑤矢吹町ごみ減量化推進計画

「もったいない精神で資源を大切にし、地球環境保全に貢献する まち」の実現に向け、令和3年3月に策定した「矢吹町ごみ減量化推進計画・第2期」に基づき、更なるごみの減量化・資源化を推進します。

令和4年度 まちづくり推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①公共交通ネットワーク	高齢者をはじめとする交通手段を持たない町民の利便性の向上を図るため、町に最適な公共交通について検討します。 また、「行き活きタクシー」、「矢吹泉崎バスストップ」等の各種公共交通に係る事業の利用促進に向け、更なる周知を図ります。 さらに、新たに実施を検討しているコミュニティバス等について、検討協議会において検討を行い、実証実験を実施します。	●4月 行き活きタクシーの業務委託及びバスストップ施設の維持管理に関する契約の締結 ●6月 第1回公共交通ネットワーク検討協議会 ●6月 先進地視察研修 ●8月 第2回公共交通ネットワーク検討協議会開催 ●10月 コミュニティバス等実証実験開始 ●12月 第3回公共交通ネットワーク検討協議会開催 ●3月 実証実験結果の取りまとめ ●随時 行き活きタクシーに関する業者との協議 ●随時 行き活きタクシー・バスストップ利用促進PR方法の検討及び周知活動	
②地域防災計画	地域防災計画について、災害発生時に迅速な対応ができる体制づくり、高齢者、障がい者等が安全に避難できる体制の構築及び、避難時におけるアプリ等のデジタル活用について、関係機関と協議のうえ、見直しを図ります。	●4月～10月 情報収集・内容の確認及び関係機関との協議 ●11月 計画（案）の作成及び首脳部会議提出 ●12月 庁議提出 ●1月 計画の実施及び配布	
③まちづくり団体支援	協働のまちづくりの基盤となるまちづくり団体等の活動を支援するため、きめ細やかなサポートを行い、財政的な支援及び団体の自立を推進します。 また、新たな団体の立ち上げや既存団体による新規事業についても支援を行い、協働によるまちづくりを推進します。	●5月末 2次申請期限 ●6月 団体ヒアリング（審査会） ●2月末 次年度1次申請期限 ●3月 各団体の活動状況等の広報、ホームページ等への掲載 ●随時 ガバメントクラウドファンディングの調査	

令和4年度 まちづくり推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④協働のまちづくりの支援	協働のまちづくりの推進を図るため、「自助・共助・公助の考え方」のうち、共助における協働範囲を拡充するため、町民・職員の意識の醸成を図り、多元的な体制づくりを行います。 また、各分野で活躍するまちづくり団体等が連携し、更なる地域づくりが行えるようサポートの強化を行います。	●随時 ・まちづくり団体登録制度の運用による官民の各種助成制度等の情報提供 ・広報、ホームページ等によるまちづくり団体の活動内容の周知 ・民間企業等とのボランティア活動を含めた協働の在り方を検討	
⑤矢吹町ごみ減量化推進計画	本町では、次世代に豊かな環境を引き継ぐため、「人・モノ・自然」を大切にする「遺魂し」の心を活かして「ごみゼロのまち」を目指します。 「もったいない精神で資源を大切にし、地球環境保全に貢献するまち」の実現に向け、ごみの減量化に関して令和3年3月に「矢吹町ごみ減量化推進計画・第2期」を策定し、令和3年度から令和6年度までの4箇年計画により、更なるごみの減量化・資源化を推進します。 【ごみ資源化・減量化に向けた目標】 ・資源化（リサイクル率UP）目標（15%・194 t の増加） ・減量化目標（5%・246 t の削減） 1人1日削減目標（24 g）	●随時 家庭用生ごみ処理機購入補助 ●随時 資源回収奨励金交付 ●6月 資源回収コンテナ設置（第1回目）及び使用開始 ●6月 資源回収コンテストの前年度の結果発表（広報・ホームページ） ●6月 ゴミ回収ボックス設置（第1回目）及び使用開始 ●11月 資源回収コンテナ設置（第2回目）及び使用開始 ●11月 ゴミ回収ボックス設置（第2回目）及び使用開始 ●11月 家庭用生ごみ処理機購入補助及び資源回収奨励金交付の募集（広報・ホームページ） ●2月 資源回収コンテスト集計 ●3月 資源回収コンテナ設置及びゴミ回収ボックス設置について次年度分の募集（各区長へ通知し、意向調査）	今後は、広報及びホームページにごみ減量化の啓発等の記事についても定期的に掲載

総合窓口課の「令和4年度の運営方針と目標」

総合窓口課長 佐藤 浩彦

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ①代表電話や各種手続きを所管する「町の顔」として、「明るく 丁寧で 親切かつ 迅速」な対応に心がけ、お客様に寄り添った接遇によりサービスの向上に努めます。
- ②「お客様目線」による窓口業務のワンストップ化を検証し、包括的な業務委託の検証に努め行政改革を進めます。
- ③町会計管理者として、公金管理、収入及び支払いの審査確認を適正に実行し、職員の財務事務処理能力向上の指導育成を行います。
- ④予算執行状況を的確に把握し、一時借入れなどの資金調達を行い、計画的な支払いに努めます。

■課の役割

総合窓口課は、窓口係、出納係で構成され、①総合案内、②代表電話の取次ぎ、③戸籍事務、④住民基本台帳事務、⑤印鑑証明事務、⑥マイナンバーカードに関する事務、⑦現金・有価証券・物品の出納及び保管、⑧指定金融機関に関する事務、⑨収入及び支出に関する書類審査、⑩決算の調整などを行う役割を担っています。

2 課の構成（令和4年4月1日現在）

職員数 13人

- ・課長 1人
- ・出納室 3人（副課長兼係長事務取扱1人、会計年度任用職員2人）
- ・窓口係 9人（係長1人、係員3人、会計年度任用職員5人）

3 令和4年度の課の運営方針と目標

①総合窓口業務

課題や問題点が生じたときには係員で協議をし、共通認識を図るよう努めます。また、聞く姿勢を大切にし、丁寧な対応に努めます。

②職員の財務事務処理能力の向上

起票する職員だけでなく、決裁までの各上位職員の適正な事務処理に対する認識の徹底を図ります。

③マイナンバーカード取得率の向上

申請方法を広報し、代理申請の実施、各種団体や企業への出張申請受付を実施していきます。また、マイナンバーカードの交付窓口を奇数月に1回、日曜日の午前中に交付窓口を開設し、取得しやすい環境を整えるよう努めます。

④予算執行状況の的確な把握

各支払日の支払予定額や収入予定のある補助金等の収入時期の確認により、収支状況を的確に把握します。

⑤総合窓口のあり方

総合窓口の現状と課題を整理し、全庁的な協議や各課との協議を実施し、総合窓口の見直しを実施します。

令和4年度 総合窓口課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①総合窓口業務	①「町の顔」として「明るく 丁寧で 親切かつ 迅速」な対応 ②お客様に寄り添った接遇	①課題や問題が生じた原因について協議し、今後の対応に活かせるよう改善します ②わかりやすい説明や聞き取り方法などに疑問が生じたときには適宜協議し改善します	
②職員の財務事務処理能力の向上	①所属における正確な事務処理に対する認識の徹底を図ります	①予算担当者会議資料の見直し、誤りやすい事例の情報提供、例月出納検査で指摘されたものの情報提供	
③マイナンバーカード取得率の向上	①申請方法の周知 ②代理申請の実施 ③希望のあった各種団体や企業等への出張申請受付の実施 ④交付窓口を奇数月1回日曜日午前中に開設	①広報やぶき、HP等で周知 ②マイナアシストを使用し、誤申請を防ぎ申請時間の短縮 ③希望のあった各種団体や企業等と感染症対策を十分協議した上で、申請受付交付までを実施 ④平日受け取ることが困難な方が安心して受け取ることができるよう、電話予約制にし実施	
④予算執行状況の的確な把握	①収支予定額の的確な把握	①四半期毎の予算執行計画書を基にした支出予定額及び各種交付金、補助金等の収入予定日の確認	

令和4年度 総合窓口課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
⑤総合窓口のあり方	①現状と課題の整理 ②会議の実施	①係内で協議し、現状と課題の洗い出し ②全課に現状と課題について理解を得て、状況により各課との協議を実施。また来庁者の立場に立った総合窓口の見直しを協議	

税務課の「令和4年度の運営方針と目標」

税務課長 小磯 剛

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・課税客体の把握に努め、公平で公正な課税を行います。
- ・厳正で公平な町税事務と業務の効率化を推進します。
- ・町税等の現年度分・過年度分について収納向上を図り、自主財源の確保に努めます。
- ・町税等に関する情報発信及び納税相談等を通じて納税者への説明責任を果たします。
- ・納期内納付の啓発と滞納整理により新規滞納者の発生を抑制します。

■課の役割

税務課は、町税係、固定資産税係、滞納整理係で構成され、①町県民税・②法人町民税・③固定資産税・④軽自動車税・⑤町たばこ税・⑥入湯税・⑦国民健康保険税・⑧介護保険料・⑨後期高齢者医療保険料の賦課事務、⑩税証明書交付・台帳の閲覧、⑪町税等の収納、⑫滞納整理、⑬納税啓発、⑭り災証明事務を行う役割を担っています。

2 課の構成（令和4年4月1日現在）

職員数 15人（うち会計年度任用職員2人）

- ・課長 1人 ・副課長 1人 ・町税係 5人 ・固定資産税 4人（うち会計年度任用職員1人）
- ・滞納整理係 4人（うち会計年度任用職員1人）

3 令和4年度の課の運営方針と目標

①収納率の向上

債権管理の適正化と事務の効率化を図るため、別紙「年間行動計画」及び白河広域圏滞納整理課等と連携し収納確保の向上を図ります。

②り災調査の早期対応

令和4年3月発生の福島県沖地震の被災者に対し、早期に、り災調査を実施し、り災証明書及び被災届出証明書の発行を迅速に行います。

③チェック体制の強化

適正で公平な課税・徴収を行うため、マニュアル整備を進め、ミスを未然に防止するチェック体制を確立します。

令和4年度 税務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①収納率の向上	①年間行動計画の策定 ②文書催告の実施 ③納税相談の充実 ④滞納処分の執行 ⑤時効管理会議の開催 ⑥白河地方広域市町村圏整備組合滞納整理課への徴収事務移管 ⑦県南地方振興局県税部への地方税法第48条徴収引継 ⑧専門性の向上 ⑨納付環境の整備（納付機会の拡大）	①年間行動計画に基づき、効率的かつ効果的な徴収の実施 ②毎月（5月除く）、催告書を送付 ③随時、納税相談を行い、収入状況に応じた納付方法の解決策を一緒に考えます ④財産調査・債権回収現地調査等を行い、差押・参加差押・交付要求・執行停止の実施 ⑤滞納者に対する年度内の滞納処分の方針決定及び時効中断について協議 ⑥徴収困難な滞納整理事案の選定・移管事務の実施及び移管後の連携 ⑦町外在住の町県民税滞納者を選定・引継事務及び引継後の連携 ⑧徴収事務研修による知識習得・折衝能力の向上 ⑨web口座振替受付サービス及びアプリ決済の推進及びクレジット決済導入を検討	

令和4年度 税務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②り 災調査の早期対応	①被害認定調査計画の策定 ②り 災証明書交付のための広報 ③り 災証明申請の受付 ④被害認定調査に必要な人員確保 ⑤被害認定調査の実施体制の構築 ⑥被害認定調査の実施 ⑦り 災証明書の交付	①町が行う家屋被害等の調査業務の方針、実施体制、事務手続き等に関する基本的事項を策定 ②広報やぶき・矢吹町ホームページ・防災無線等を活用 ③申請受付の実施 ④各課・関係機関へ応援要請 ⑤調査班編成等・必要な物品等の準備 ⑥内閣府が定めた被害認定基準運用指針に基づき、調査を実施 ⑦被災者支援の各種制度を活用できるよう、調査終了後、速やかに証明書を交付	
③チェック体制の強化	①事務処理誤りの未然防止 ②事務の内容・進捗状況の共有 ③事務処理の効率化の推進	①インシデントの共有や法令等の確認によるリスク管理の実施 ②マニュアル整備、グループウェアの活用及びジョブローテーションなどによる業務の共有 ③定型事務の自動化・アウトソーシングの導入	

保健福祉課の「令和4年度の運営方針と目標」

保健福祉課長 正木 孝也

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・町民一人ひとりが健康で自立した生活が送れるよう、保健、医療、福祉、介護等の施策を総合的かつ体系的に推進します。
- ・町民の健康を保持するため、健康増進事業の充実を図り、医療費を抑制し、安定した国民健康保険事業の運営に努めます。
- ・「高齢者一人ひとりがいきいきと健やかに、安心して生活できる、地域で支えあう豊かな社会」の基本的理念の実現に向け、介護保険事業の充実を図ります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援を一体的に提供していく地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- ・「だれもが地域で自分らしく安心して生活できる社会」の基本理念の実現に向けた、障がい者の自立及び社会参加の支援等に取り組みます。

■課の役割

保健福祉課は、健康増進係、国保年金係、福祉係、介護保険係で構成され、①健康づくりの推進、②予防接種の推進、③生活習慣病等の健康診査の推進・事後指導、④国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の運営、⑤町民の福祉向上、⑥民生児童委員運営、⑦障がい者支援、⑧高齢者支援、⑨介護予防事業の推進等の役割を担っています。

2 課の構成（令和4年4月1日現在）

職員数 28人

- | | | | |
|--------|-------------------|--------|------------------|
| ・課長 | 1人 | ・副課長 | 1人 |
| ・健康増進係 | 10人（うち会計年度任用職員3人） | ・国保年金係 | 6人（うち会計年度任用職員2人） |
| ・福祉係 | 6人（うち会計年度任用職員1人） | ・介護保険係 | 4人 |

3 令和4年度の課の運営方針と目標

①新型コロナウイルスワクチン接種

新型コロナウイルス感染拡大防止の一環として、集団接種及び町内医療機関での個別接種における接種体制の整備及び速やかな接種実施を行います。

②高齢者、障がい者支援

民生委員による配食サービス等の福祉サービスや緊急通報システム事業の検証、また、IoT機器による高齢者への見守りの体制の調査、検討します。

③国民健康保険事業

令和11年度の保険税率県下統一に向け、被保険者数や医療給付費の推移、国民健康保険税の収納額や収納率、県への納付金及び基金の保有状況等を総合的に勘案し、適正な事業運営に努めます。

④あゆり温泉被災対応及び擁壁改修

3月16日発生の福島県沖地震により施設が被災し営業を休止しています。外壁や浴室壁タイル、ボイラー設備が損傷し復旧工事が必要となっています。再度大きな地震が発生した場合、外壁や壁タイルが落下する危険性が高いことから利用者の安全を最優先に考え、できる限り早期に復旧工事を行います。

また、あゆり温泉敷地内にある擁壁のすべてが建築基準法不適合状態のため改修が必要となっています。改修工事の工法の検討や関係機関との調整、協議を進めるとともに、工事財源の確保について協議、検討します。

令和4年度 保健福祉課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①新型コロナウイルスワクチン接種	①3回目接種の速やかな（可能な限り前倒し）実施及び周知活動 ②小児接種（5～11歳）の接種体制の構築及び周知活動 ③4回目接種の対象者（60歳以上の方及び18歳以上の基礎疾患をお持ちの方）への接種券の送付及び効率的な接種体制の構築、実施	①広報誌、防災無線、マスコミ、町ホームページ等による接種勧奨のための周知 ②協力医療機関との接種日程調整 ③協力看護師、保健師、派遣職員等との接種体制の調整 ④ワクチン納品確認及びワクチン管理 ⑤集団接種会場の運営	
②高齢者、障がい者支援	①民生委員による安否確認を含めた対応、サービスの充実 ②ICT、IoTの活用による支援の検討	①配食サービス、ごみ収集等のサービスの実施 ②緊急通報システム事業の事業効果の検証、IoT機器による高齢者等見守りの導入調査、検討、試行	
③国民健康保険事業	国民健康保険事業の適正運営	①被保険者数、医療給付費等の推移分析 ②国民健康保険税の収納額や収納率確認 ③県への納付金及び基金保有状況の管理 ④県や国保連合会等、関係機関との連携 ⑤医療費適正化に向けた周知広報	

令和4年度 保健福祉課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④あゆり温泉被災対応及び擁壁改修	【地震災害】 ①実施設計 ②復旧工事 【擁壁改修】 ③関係機関との協議 ④工事着手時期の決定 ⑤工事に関する補助金等の調査 ⑥定期点検、日常点検の実施	【地震災害】 ①被災状況の調査、復旧工法の検討、設計積算 ②復旧工事の早期着手、完成 【擁壁改修】 ③白河地方広域市町村圏消防本部と無線基地局の移設に向けた協議、土地改良区や八幡神社と工事着手に向けた協議 ④改修工事の工法について調査、検討 ⑤県等と補助金等の活用可否の検討、協議 ⑥専門家による定期点検、指定管理者による日常点検の実施	

農業振興課の「令和4年度の運営方針と目標」

農業振興課長 鈴木 辰美

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・活気あふれた自立した農家を育成支援し、持続可能な農業の推進を図ります。
- ・町内の農業関係団体と連携し、農業振興地域整備振興計画等の策定を目指します。
- ・農産物の風評被害の払拭と「開拓のまち・矢吹」のブランドイメージ構築に取り組みます。
- ・除染計画に基づく森林の除染等、放射性物質対策に取り組みます。
- ・農地、農業用施設災害復旧に取り組みます。
- ・農地法に基づく適正な許認可を行い、農地等の利用の最適化に取り組みます。
- ・遊水地対策事業においては、地権者や地区住民の相談窓口機能を強化し、国・県への要望活動に取り組みます。

■課の役割

農業振興課は、農政係・農業委員会事務局・遊水地対策室で構成され、①農業の振興育成、②農業経営基盤の強化、③農業委員会事務局業務、④遊水地対策業務を主な役割としています。

2 課の構成（令和4年4月1日現在）

職員数12人（課長1人、整備監1人、副課長1人、室長1人、係長1人、副係長1人、農政係5人、遊水地対策室1人）

- ・農業委員会事務局：局長1人（兼務）、副局長1人（兼務）、事務局職員2人（兼務）
- ・遊水地対策室：室長1人、整備監兼担当1人（兼務）、室員1人、室員8人（兼務：他課職員含む）

3 令和4年度の課の運営方針と目標

①遊水地整備

三城目地区遊水地対策協議会や関係機関、住民等の意見を伺いながら、生活道路の確保や阿由里川内水対策等の課題、発生する残土の有効利用や整備後における平常時の利活用等、その他必要なことについて、町と地域協議会で意見を出し合いながら、国に対し要望活動を行います。

②担い手の育成

担い手の育成支援のため、関係機関と連携して担い手及び新規就農者の確保を図ります。

また、地域農業の設計図として「人・農地プラン」を地域毎に作成し、地域農業の課題等を洗い出し、担い手支援や集落営農等の農家に寄り添った支援を行います。

さらに、商工推進課や町内の農業団体、商工業等と連携し、矢吹町内産農産物の風評被害払拭のための販路拡大や農産物ブランド化に取り組めます。

③スマート農業

農業者や後継者減少の中で、町の基幹産業である農業を盛り上げるため、スマート農業について調査・研究を行い地域農業の活性化を目指します。そのため、スマート農業を推進している先進地への視察を行い、情報収集及び担い手の理解を高めるとともに、関係機関と連携し、事業の活用を希望する農業者への支援を行います。

また、高齢化が進む有害鳥獣対策実施隊員の負担軽減を図るため、IoTを活用した有害鳥獣の捕獲活動を推進します。

④農業振興計画の策定

総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「農業振興地域整備計画」の総合見直しを行います。

⑤ほ場整備事業

矢吹町西側地域（館池・柳池・二つ池下流）の農地について、農地区画が不整形であり、今後、農家の高齢化等による遊休農地の増加が懸念されることから、福島県と連携し、ほ場整備事業の事業採択へ向けた各種計画書の作成を行います。

令和4年度 農業振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①遊水地整備	①平常時に住民の交流や活動の場として利活用できる方法の検討、方針決定 ②残土の活用方法の検討 ③国へ要望	①4～12月：三城目地区遊水地対策協議会や関係機関、住民等の意見を伺い、跡地利活用方法の検討、方針決定 ②残土活用の手法、場所等について国と協議 ③利活用方法や残土の活用法、その他接続する道路等のインフラなど必要に応じて、町や三城目地区遊水地対策協議会で国へ要望活動	
②担い手の育成	①担い手及び新規就農者の確保 ②法人化への助成 ③研修会等の周知 ④農業団体等との連携	①地域連携推進員やJA、農業短期大学校等と連携し、地域の担い手や新規就農者の掘り起こし及び人・農地プランの実質化による農地の集約化 ②経営規模拡大を目指す農業者の法人化への助成支援 ③各種農業研修会について、認定農業者及び新規就農者へ周知やSNS等を活用し外部発信 ④町内の農業団体や三鷹市等と連携し、町内産農産物の販路拡大と農産物のブランド化（直売サイト等の活用）の協議調整	

令和4年度 農業振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③スマート農業	①担い手の先進地視察 ②補助事業の意向調査 ③電子申請への環境整備 ④有害鳥獣捕獲活動へのIoT技術導入	①認定農業者等の担い手を対象としたスマート農業先進地視察研修 ②JA等と連携し、農業用ドローン等の活用を希望する農業者の把握及び補助事業等の活用検討 ③国の経営所得安定対策等交付金や水稻営農計画書について、農家が自宅で行政手続きが可能なオンライン化の整備 ④遠隔操作が可能な捕獲機材（カメラ等）の導入検討	
④農業振興計画の策定	①関係機関との調整 ②計画書案の作成 ③計画書の本申請	①4月～6月：町内部による素案の協議、各種計画（都市計画等）との調整、6月～11月：各種団体、福島県協議 ②12月～2月：計画案の決定、公告縦覧等 ③3月：福島県へ許可申請	

令和4年度 農業振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
⑤ほ場整備事業	①担い手の決定 ②人・農地プランの見直し ③水田農業高収益化促進計画、集積集団化等促進基盤整備計画の作成 ④相続・共有地等の土地課題の解決 ⑤事業計画書の作成 ⑥事業採択申請	①4月：集積委員会による担い手の決定 ②5月：決定した担い手を反映した、人・農地プラン見直し ③5月～6月：高収益作物の計画及び農地の集積計画作成 ④4月～7月：相続、共有地及び国土調査の地図訂正等課題解決 ⑤9月：福島県による事業計画書の作成 ⑥1月：国ヒアリング	

商工推進課の「令和4年度の運営方針と目標」

商工推進課長 柏村 秀一

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・企業誘致を強化し、町民の雇用の拡大や税収の確保など仕事づくりに取り組みます。
- ・地域経済の活性化を目指し、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している事業者等へ支援等を行うなど、経済対策を推進します。
- ・矢吹町の魅力を全国に発信し、移住・定住政策を推進するとともに、各種イベントの再開等により交流人口や関係人口の増加を図ります。
- ・矢吹町のブランドイメージアップに取り組み、地域おこし協力隊とも連携しながら、住んでみたいまち、応援したいまちづくりを目指し、ふるさと納税の拡充にも取り組みます。
- ・中心市街地の賑わいづくりを進め、関係団体等との連携により地域の活性化を図ります。

■課の役割

商工推進課は、企業誘致推進室・地域活性係で構成され、①企業の振興、②商業の振興、③地域経済の活性化、④情報発信の強化、⑤タウンプロモーションの展開を主な役割としています。

2 課の構成（令和4年4月1日現在）

職員数 10人

- ・課長 1人
- ・企業誘致推進室 3人（室長、企業誘致特任専門員、会計年度任用職員）
- ・地域活性係 6人（係長、係員4人、会計年度任用職員）

3 令和4年度の課の運営方針と目標

①企業誘致

地域経済の発展及び雇用の増加につながる新規企業の誘致並びに既存企業の事業拡大への支援に取り組み、企業に寄り添った企業訪問を重ねることで、町民生活の安定と働く場の確保に取り組みます。

②地域経済の活性化

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者やウィズコロナ時代に向けた経済対策として事業者への支援を行うとともに、空き店舗を活用した新規出店や事業拡大を支援するための現行制度の見直し・拡充を図ります。

③移住促進

県内外からの流入人口の増加を図り、子育て世代と若者を呼び込むため、パンフレットを活用しながら新たな移住支援金の創設に取り組みます。また、首都圏内の移住フェア等に積極的に参加し、移住検討者のニーズ調査等を行います。

④地域おこし協力隊への支援

地域おこし協力隊のミッションを後押しするため、情報共有と意見交換のための定例会を開催するとともに、各課や関係機関に活動内容を周知し、各事業と協力隊活動との連携を図ります。

⑤中心市街地の賑わい創出

大正ロマンの館、やぶき観光案内所の独自のイベントを支援するとともに、複合施設KOKOTTO、中町ポケットパーク、地元商店と連携した事業を展開することで、中心市街地の活性化と賑わい創出を図ります。また、矢吹町商工会と連携した中心市街地でのイベントを企画します。

令和4年度 商工推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①企業誘致	①新規企業の誘致並びに既存企業の事業拡大への支援 ②雇用拡大による町民生活の安定と向上、町への定住・移住者増加	①既存企業訪問（進出企業の場合、本社も含む）による情報共有 ②県企業立地課、東京事務所、大阪事務所等関係機関との情報共有	
②地域経済の活性化	①新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対する支援策の検討 ②空き店舗等を活用した新規出店や事業拡大への支援策の検討	①事業継続支援のほかウィズコロナ時代に向けた感染対策を講じる事業者等への支援制度の構築（8月）、新規補助金の検討 ②空き店舗対策事業補助金制度の拡充の検討（10月）	
③移住促進	①県内外からの流入人口増加施策の検討 ②移住検討者のニーズの調査と分析	①移住者への新たな支援金の創設（6月） ②首都圏内の移住フェア等への積極的な参加（随時）	
④地域おこし協力隊への支援	①情報共有と意見交換を目的とした定例打合せの開催 ②町事業と協力隊活動の連携支援	①毎月1回の定例会のほか事業の進捗に合わせて随時開催 ②各課や関係機関への協力隊活動の周知と連携要請（随時）	

令和4年度 商工推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
⑤中心市街地の賑わい創出	①大正ロマンの館の新たな指定管理による賑わい創出	①複合施設KOKOTTOや中町ポケットパーク、地元商店と連携した事業展開による中心市街地の活性化（随時）、連携会議の開催	
	②やぶき観光案内所の来訪者へのPR活動	②案内所内への名産品の展示、売店での特産品等の販売（随時）	
	③矢吹町商工会と連携した中心市街地でのイベントの開催	③クラシックカーレース等の町内事業者を巻き込んだイベントの企画（9月、10月）	

都市整備課の「令和4年度の運営方針と目標」

都市整備課長 福田 和也

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・住民の生活に直結した幹線道路、生活道路等の適切な維持管理に努め、安全・安心で、快適に利用できる生活基盤を提供します。
- ・災害時（台風・豪雪・地震等）において、最低限の生活を維持できるよう、迅速に道路等の復旧を行い、通行の確保及び保全を図ります。
- ・街路灯や交通安全施設等の適切な維持管理及び整備に努め、安全で安心な生活環境を提供します。
- ・住民生活に潤いと安らぎを与える公園、緑地の適正な維持管理及び整備に努め、安全で安心な憩いの場を提供します。
- ・将来を見据えた都市計画により、都市施設を計画的に整備し、都市の健全な発展と秩序ある街づくりを推進し、都市の均衡ある発展と公共の福祉の増進を図ります。

■課の役割

都市整備課は、管理係、道路整備係、都市計画係で構成され、①道路・橋梁の維持管理、②排水路の計画・維持管理、③街路灯・交通安全施設の維持管理・整備、④道路等の境界確認、⑤道路法に係る許認可、⑥町営住宅等の公営住宅の維持管理及び整備計画、⑦土木災害復旧事業、⑧都市計画、⑨都市区画整備・宅地造成、⑩公園・緑地の維持管理・整備、⑪建築確認申請・開発行為、⑫屋外広告物の許認可、⑬都市緑化保全、⑭道路・橋梁の新設・改良・更新、⑮道路・橋梁の整備計画、大型関連事業として①阿武隈川遊水地整備事業、②国道4号4車線化事業（矢吹泉崎地区事故対策事業、矢吹鏡石道路）などを行う役割を担っています。

2 課の構成（令和4年4月1日現在）

職員数 18人（うち会計年度任用職員5人）

- ・課長 1人 ・副課長 2人 ・管理係 8人（うち会計年度任用職員4人）
- ・道路整備係 5人（うち会計年度任用職員1人） ・都市計画係 2人

3 令和4年度の課の運営方針と目標

①道路網整備計画

平成10年3月に作成した「矢吹町都市計画道路網計画書」について、少子高齢化等を踏まえ、計画の見直しを図ります。計画の見直しに当たっては、生活基盤や産業基盤、教育の観点を考慮し、本町における様々な計画との整合性を図り、町内全域における将来構想を見据えた中長期的な道路網の計画策定を目指します。

②国道4号4車線化

国道4号の4車線化早期実現に向け、沿線地域住民や商工業者、子育て世代などの関係者との協議を行い、様々な要望等が反映された事業となるよう、事業主体である国との連携を密に図ってまいります。

③日常生活にかかる身近な相談対応

地域住民からの各種要望、相談について速やかに現地確認を行います。また、実施時期や可否について迅速で丁寧な説明を行い、効率的な維持管理に努めます。

④住宅使用料等の収納率向上

弁護士による債権回収の一部導入の検討や納入期限対応等に取り組み、計画的で効果的な家賃等の収納率向上に努めます。

令和4年度 都市整備課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①道路網整備計画	①計画構想図（たたき台）の作成	①計画構想図（たたき台）を作成し、今後のスケジュール及び調査検討項目を抽出	① 6月上旬
	②庁内協議（各課、庁議調整会議等）	②各課所管事業計画の抽出、並びに調整	② 6月上旬～
	③関連機関との協議	③各種計画道路における国・県との協議、並びに各種団体（商工業、農業、教育関係及び子育て団体など多世代に渡る関係者等）との協議	③ 6月中旬～
	④各種計画道路における実態の把握	④交通量及び利用形態の分析・検討	④ 7月上旬
	⑤計画素案の策定	⑤実用性や将来性を考慮した計画素案の策定	⑤ 12月下旬
	⑥都市計画審議会等への説明	⑥都市計画審議会や議会等への説明、並びに関連団体等との意見交換	⑥ 1月中旬
	⑦ホームページ・広報への計画案の提示（パブリックコメント）	⑦町ホームページや広報やぶき等による計画案の公表及び意見等募集（意見集約方法の検討）	⑦ 2月上旬
	⑧意見集約	⑧意見等の集約及び道路網計画策定に係る最終調整	⑧ 3月上旬
	⑨道路網計画の報告	⑨道路網計画の決定及び報告（都市計画審議会、議会）	⑨ 決定→3月下旬 ※報告及び公表・周知については、年度末～翌年度へ掛けて実施
	⑩道路網計画の公表	⑩町ホームページや広報やぶきを利用し、町民への道路網計画の公表、並びに国や県への計画決定の周知	

令和4年度 都市整備課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②国道4号4車線化	【全体】 ①都市計画審議会による都市計画決定に向けた協議・検討	①矢吹町都市計画審議会等への説明、報告	※事業主体は国
	②国・県等、関連機関との協議	②接道や水路、都市計画道路に関連した、国や県、関連機関との協議	①～④については、各事業の進捗に合わせ、随時実施
	③沿線住民及び関連企業のサポート	③町民（特に沿線住民）や各種企業等関係者との連携及びサポート	
	④議会への説明及び住民等への周知	④公表可能な内容について、議会等への説明、並びに町ホームページや広報やぶきによる住民等への周知	
	【矢吹・泉崎地区事故対策事業】 ⑤用地取得に関連した国との協議	⑤及び⑥ 事業の円滑化、並びに効率化を図るため、用地取得や拡張整備実施において、国との連携協議	⑤及び⑥については、事業の進捗に合わせ、随時実施
	⑥スムーズな拡張整備に向けた国との連携		
	【矢吹鏡石道路推進事業】 ⑦推進協議会の発足、協議会開催	⑦矢吹鏡石道路整備に係る推進協議会を開催し、関係地区等の要望を集約	⑦ 5月下旬
	⑧地区懇談会の開催（国）	⑧地区懇談会での提案及び提言	⑧ 5月下旬
	⑨住民説明会の開催（国）	⑨計画設計関連住民説明会における意見等集約	⑨ 7月下旬
	⑩説明会内容の周知（町民、議会等）	⑩説明会内容について、町民や町議会へ説明、並びに関連団体への周知	⑩ 9月下旬

令和4年度 都市整備課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③日常生活にかかる身近な相談対応	①夜間の歩行者・自転車等の交通安全を図るため、街路灯の適切な維持管理及び計画的な新設 ②安全安心な道路環境構築のための定期的なパトロール及び必要に応じた道路管理 ③道路長寿命化計画に基づいた、道路の計画的な補修・更新	①街路灯の管理業者と連携した適切な維持管理並びに、町民からの新設要望に対する迅速な現地確認の実施及び設置可否の回答 ②週2回の道路パトロール等による安全な通行を確保する道路補修、除草等の実施並びに町民からの要望、相談への迅速な現地確認及び対応の可否の回答 ③道路長寿命化計画に基づいて道路損傷度合いに応じた各路線への効果的な舗装補修の実施	
④住宅使用料等の収納率向上	①弁護士による債権回収業務の一部導入を検討 ②毎月の納入時期に応じた計画的な徴収対応 ③前期を上回る収納率 現年度収納率90% （前期実績収納率86.8%） 過年度収納率8% （前期実績収納率4.8%）	①債権回収業務の委託に向け、先進事例等の情報収集及び委託内容等について弁護士と協議 ②家賃等の支払期限日をチラシ等で周知 ③回収計画作成による納入相談等の実施	

上下水道課の「令和4年度の運営方針と目標」

上下水道課長 有松 泰史

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・安全で安心な水道水の供給に努め、災害に強い水道施設を目指します。
- ・公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の普及促進を図り、居住環境の向上・自然環境の保全に努めます。
- ・上水道施設、公共下水道施設、農業集落排水施設の適切な維持管理による施設の長寿命化を図り、健全な事業運営に努めます。

■課の役割

上下水道課：業務係、上下水道係2系の主な役割

- ①上下水道料金等の認定、賦課、徴収、減免、滞納整理、処分に関すること。
- ②上下水道事業の予算編成、収支、決算、起債に関すること。
- ③上下水道事業の民間委託及び、企業会計に関すること。
- ④上下水道事業の計画的な整備及び施設・機器整備の維持管理に関すること。
- ⑤上下水道の給排水設備工事に関する受付、検査及び公認店の指導に関すること。

2 課の構成（令和4年4月1日現在）

職員数 11人（うち会計年度任用職員3人）

- ・課長 1人 ・債権管理専門監 1人 ・業務係 4人（うち会計年度任用職員1人）
- ・上下水道係 5人（うち会計年度任用職員2人）

3 令和4年度の課の運営方針と目標

①水道、公共下水、集落排水事業の中長期的な見直し

水道、公共下水道事業等の長寿命化計画に基づき、計画的に施設（機器類及び管路等）の更新に取り組みます。また、農業集落排水の一部処理区域を公共下水道への編入に伴う料金体系の変更について、上下水道事業経営審議会において検討を開始します。

②下水道会計の収支状況の分析

下水道事業の持続的で安定的な事業運営を図るため、令和4年4月に公営企業会計に移行しました。これにより経営の効率化、健全化及び適切な出納事務に努めます。また、決算時の財務諸表作成により、経営成績や損益を適正に把握し分析することで、中長期的の経営戦略を策定し経営基盤の強化を進めます。

③賦課徴収業務委託の見直し検討

水道料金等賦課徴収業務委託について、近隣自治体の状況調査や情報収集等を行い、委託事務の拡充を含め持続可能な業務運営体系の構築の検討に取り組みます。

④未納対策と債権管理

水道料金及び下水道使用料等について、賦課徴収業務委託者と連携し、滞納者に対して督促・臨戸訪問・分納誓約や納入相談等の収納促進の取り組みに加え、スマートフォン決済アプリ等によるデジタル社会への対応を図り、収納率の向上に努めます。

公債権及び私債権の適正な債権管理を行い、回収不能な債権について、適切な事務処理を行います。

令和4年度 上下水道課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①水道、公共下水、集落排水事業の中長期的な見直し	①計画的な施設更新 ②料金体系の変更について審議会での検討開始 ③広域連携の検討	①長寿命化計画に基づき、計画的に施設（機器類及び管路等）の更新 ②一部農業集落排水区域の公共下水道編入に伴う下水道料金体系への変更について、上下水道事業経営審議会（年2回開催予定）において検討開始 ③県主催の「水道事業の基盤強化・広域連携に関する検討会」に参加	
②下水道会計の収支状況の分析	①適正な会計処理 ②適正な財産管理 ③財務諸表による収支状況の分析	①独立採算を目指した経営、適正な会計事務処理 ②下水道事業の資産、資本及び負債の精査 ③財務諸表による経営成績や損益の適正な把握・評価及び類似団体との比較	
③賦課徴収業務委託の見直し検討	①現況把握及び課題の精査 ②他自治体の取り組み状況の調査及び情報収集 ③今後の業務委託内容の検討	①現業務の評価、課題の精査、改善項目の検討 ②主に県内自治体の状況調査、情報収集及び意見聴取の実施 ③業務拡充を含め、業務委託内容及び範囲の検討	

令和4年度 上下水道課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④未納対策と債権管理	①利便性の向上及び収納効率化に係るサービス導入の検討 ②滞納者への早期対応と収納促進対策 ③回収困難債権について弁護士事務所に調査業務委託 ④回収不能債権について適正な事務処理	①口座振替、コンビニ納付、スマートフォン決済アプリによる納付、Web口座振替受付サービス開始、クレジットカード決済の導入検討 ②督促、臨戸訪問、分納誓約や納入相談等により収納促進及び応じない滞納者に対する給水停止措置 ③令和4年度委託件数は、100件～120件を予定 ④調査の結果、回収不能債権について、弁護士事務所作成の意見書・報告書をもとに適正な事務処理	

議会事務局の「令和4年度の運営方針と目標」

議会事務局長 氏家 康孝

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・町議会が議事機関として町民に信頼され、その負託に応えていけるよう、議員の議会活動を補佐します。
- ・議会基本条例等に基づき、議会活動を町民に正確に伝え、町議会がより身近な存在となるよう努めます。
- ・監査委員を補佐し、質の高い監査を実施することにより、公正で合理的かつ効率的な行財政運営を確保するよう努めます。

■課の役割

- ・議会に関する事務（議事、調査、庶務）
- ・監査に関する事務

2 課の構成（令和4年4月1日現在）

職員数 3人

- ・局長 1人
- ・副局長 1人
- ・局員 1人（会計年度任用職員）

3 令和4年度の課の運営方針と目標

①議会の円滑な運営及び検討

議会議員が行財政全般に亘る所信や疑問点等を質し、執行機関が当該質問の趣旨やその目的に沿った答弁をすることにより、町民に分かりやすい政策論議等を推進します。

②タブレットの利活用

令和4年2月に資料のペーパーレス化、情報共有の時間短縮やスケジュール管理の利便性向上を目的に導入したタブレットを活用し、効果的な運用が図られるよう令和4年12月までを試行期間とし、検証を行いながらDXの推進を図ります。

令和4年度 議会事務局 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①議会の円滑な運営及び検討	町政全般に関する一般質問の趣旨、目的等を明確にし、町執行部が当該質問趣旨等に沿った答弁を的確にできるよう、一般質問通告書様式の検討を行い、町民に分かりやすい政策論議等を推進します。	①6月～12月：6月議会から試行的に一般質問通告書の様式を変更し、質問の趣旨・背景を明確に示し具体的な質問内容が記載できるよう変更 ②6月～12月：随時、通告書様式の検証を行い、必要に応じて変更 ③2月～3月：一般質問通告書の決定	
②タブレットの利活用	会議等におけるペーパーレス化による資源消費・経費の削減を図り、またクラウド化による情報共有化・情報発信を促進し、開かれた議会、スムーズな議会運営に取り組みます。	①4月～12月：「矢吹町議会における情報通信機器に関する運用試行要領」及び「タブレット使用に関するルール等について」に基づき運用 ②5月：タブレット研修会（職員） ③5月～3月：「タブレット使用に関するルール等について」の検証及び改正並びに新たなタブレット利活用方法の検討（執行部通知の電子化等） ※導入できる取り組みは、随時、施行します。 ④1月：タブレットの本格導入（運用基準の制定） ⑤随時：研修会（議員及び職員）	

教育振興課の「令和4年度の運営方針と目標」

教育振興課長 国井 淳一

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

矢吹町教育大綱の理念である「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」の実現に向け、教育、文化、スポーツをはじめとする、まちづくり総合計画の各種政策を通じ、町民の皆さんがふるさとへの誇りと愛着が実感できる取り組みを図ります。

【課が所管する政策】

- ・安心して子どもを育てられる環境の充実を図るとともに、保護者支援に努めます。
- ・確かな学力の向上を図ります。
- ・教育環境、教育施設の充実を図ります。
- ・生涯学習によって自己実現のできるまちをつくります。
- ・文化とスポーツが盛んなまちをつくります。
- ・交流を深め、人と人が結びつくまちをつくります。
- ・男女共同参画のまちをつくります。
- ・高齢者が元気に安心して暮らせるまちをつくります。

■課の役割

教育振興課は、学校教育係、生涯学習係、施設整備係で構成され、定例教育委員会に関すること、学校の運営・教育課程、学校保健・学校医・学校薬剤師、学校給食・教科書その他の教材、教員生徒の保健・安全・厚生・福利及び研修、外国人英語指導助手に関すること、児童生徒の入学・転学及び学級編成・安全対策、学習する機会の提供と支援、生涯学習基盤の充実、文化財の保護、文化・芸術の振興、スポーツの振興、地域間・団体間交流の推進、男女共同参画社会の実現、高齢者の生きがいをづくり推進、学校教育施設及び社会教育施設全般に係る維持管理・整備及び施設管理、学校給食施設、教材備品等の教育財産の管理、幼稚園バスの業務委託契約及び管理運営などの業務を主に担っています。

2 課の構成（令和4年4月1日現在）

職員数	56人				
・教育次長兼課長	1人	・副課長	1人	・副課長兼指導主事	1人
・学校教育係	12人（うち会計年度任用職員4人）			・生涯学習係	8人（うち会計年度任用職員3人）
・施設整備係	3人（うち会計年度任用職員1人）			・文化センター	1人
・ふるさとの森	2人	・図書館	8人	・小中学校支援員、適応指導教室指導員、学校図書館司書	18人

3 令和4年度の課の運営方針と目標

①ICT教育の推進

昨年度は、GIGAスクール構想により配備された一人一台タブレットすべてにAIドリルアプリ導入が完了したことから、今年度から本格運用を開始し、個別最適化された学習環境提供とともに、研修会を実施し、効率的・効果的で協働的な学びの実現に向けて取り組みます。また、コロナ禍でも子どもたちの学びを止めないよう、オンライン授業のさらなる充実に努めます。

②小学校の適正配置

今後、児童数の減少が見込まれており、学校における人間関係や切磋琢磨する機会の減少、教育環境、学校運営等での困難さが生じるなどの問題が考えられることから、教育の機会均等と公平性を確保するため、学校、保護者を対象に説明会を実施し、将来の矢吹町の教育を考える機会を設けていきます。

③複合施設ココットの利用率向上

図書館の開館時間の延長など、施設利用者の利便性を向上し利用者の増加を図ります。また、町内外の各団体に呼びかけ、これまで駅前などで行っていたイベントをココットでも開催するなどして、まちなかに賑わいを創出するイベントを開催します。

④歴史民俗資料館

学芸員の専門的知見を活かした、資料館の開館に向けた方針作成のための準備作業に取り組みます。なお、方針作成にあたっては、文化財保護審議会とともに、「矢吹町民俗資料館建設を願う会」や「郷土史研究会」などの関連する団体へも説明・協議を行いながら進めることとします。また、資料館は単に資料を展示し見るだけの施設ではなく、体験することができる内容、設備を検討し、多くの方に利用される施設を目指します。そのほか、児童生徒の民俗資料への興味関心を高める取り組みも進めます。

令和4年度 教育振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①ICT教育の推進	①タブレット端末を活用した学びの充実とICT教育の研修に取り組みます。 ②新型コロナ感染症対策として、学校での学びを止めないオンライン学習を充実させます。	①昨年度、町内児童生徒すべてのタブレット端末にAIドリルアプリ導入が完了したことから、今年度から本格運用を開始し、個別最適化の学びとともに、協働の学びに向けて教職員対象のICT研修に取り組みます。 ②これまでも、感染症対策のための学校休業時に、タブレット端末を活用した学習を進めてきました。今後さらにオンラインでの学習を充実させるため、引き続きICT支援員を配置するほか、定期的な研修により、教員の技能を向上させます。	
②小学校の適正配置	①児童数の減少、今後の施設改修費など、今後の小学校の課題を学校、保護者と共有し、望ましい教育の姿、学校規模の適正化の機運の醸成を図ります。 ②説明会の進捗状況に応じ、矢吹町学校規模適正化検討委員会の設置を検討します。	①学校、保護者を対象とした説明会を開催し、児童数の今後の見通し、学校施設改修費用の見込みを説明し、将来の矢吹町の教育を考える機会とします。 ②説明会等の進捗状況などに応じ、学校規模適正化検討委員会の設置準備を進めます。	

令和4年度 教育振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③複合施設ココットの利用率向上	①施設利用者の利便性を向上し利用者の増加を図ります。 ②各団体に呼びかけ、ココットを活用した、まちなかに賑わいを創出するイベントを開催します。	① ・図書館をより多くの方にご利用いただけるよう、開館時間を1時間延長します。 ・来館しなくても施設予約・申し込みが完了できるようオンライン予約・申込システムを稼働します。 ・ココットに隣接する白河信用金庫跡地を駐車場として活用します。 ・図書館の運営を委託することにより民間のノウハウを生かしたサービス向上を図ります。 ②複合施設イベント広場を活用したイベントを行い、町内外の方々をまちなかへ呼び込むことで、ココットが多くの人目に触れるようにするとともに、まちなかを人が回遊するような賑わいを創出します。	
④歴史民俗資料館	①文化財関係団体との資料館整備に向けた協議を進めます。 ②資料館の開館に向けた方針作成の準備作業に着手します。	①資料館整備方針案について、文化財保護審議会で協議する前に「矢吹町民俗資料館建設を願う会」や「郷土史研究会」などの関連する団体への説明・協議を行います。 ②単に資料を展示し見るだけの資料館ではなく、体験することができる内容を検討し、多くの方に利用される施設をコンセプトに開館に向けた方針作成準備に着手します。 ③学芸員の資料整理の様子を児童生徒が見学できる機会を設定することにより、児童生徒の民俗資料への興味関心を高めます。	

子育て支援課の「令和4年度の運営方針と目標」

子育て支援課長 小椋 勲

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・矢吹町教育大綱、第四次矢吹町教育振興基本計画、第2期子ども・子育て支援事業計画及び第2期矢吹町の未来を担う子ども応援計画に基づき、子育て世代への支援に取り組み、更なる充実を図ります。
- ・ファミリーサポート、子育て支援センター、ホームスタート等、子育て世帯を支援する事業について、効果的な事業の推進、効率的な運営体制の構築を図ります。また、SNSなど様々な媒体を活用し、対象世帯への周知に努めます。
- ・町内の認可保育園と連携しながら、保育サービスの充実に努めるとともに待機児童の解消を図ります。
- ・所管する幼稚園・児童クラブ・未来くるやぶきの安全で安心な環境整備を進めます。
- ・関係機関と連携して児童虐待の予防、早期発見、適切な対応を行います。
- ・善郷小児童クラブ整備を着実に進め、令和5年度開所に努めます。

■課の役割

子育て支援課は子育て支援係、幼稚園保育園係で構成され、①少子化対策・子育て支援事業、②児童虐待防止・要保護児童対策、③家庭児童相談業務、④児童手当等支給事務、⑤屋内外運動場（未来くるやぶき）の管理運営、⑥幼稚園・放課後児童クラブ運営、⑦民間保育園等への助成、⑧保育園等の入園・退園等事務などの業務を担っています。

2 課の構成（令和4年4月1日現在）

職員数	28人(子育て支援課 9人、町立幼稚園 19人、うち会計年度職員3人)
子育て支援課	課長 1人、子育て支援係 4人（うち育休1人）、幼稚園保育園係 4人
町立幼稚園	矢吹幼稚園 園長1人、副園長1人、教諭3人
	中央幼稚園 副課長兼園長 1人、副園長 1人、教諭 4人
	中畑幼稚園 副課長兼園長 1人、副園長 1人、教諭 2人
	三神幼稚園 副課長兼園長 1人、副園長 1人、教諭 2人

3 令和4年度の課の運営方針と目標

①善郷小児童クラブ建設

放課後の安全安心な居場所を提供することを主眼とし、プロポーザルにより選定された業者及び庁内関係各課と適宜協議を行い、令和5年4月に開所できるよう調整に努めます。

②幼稚園の適正配置

少子化による今後の幼稚園のあり方について、全ての子どもがその状況に適した教育、保育を受けられるように、施設の老朽化も含め、検討委員会で協議し、今年度中に方針を定めます。

③子育て施策の充実

子育て中の世帯や若い世代が利便性の良さに加え、子を産み、育てる環境の良さに魅力を感じ、矢吹に住みたいと選んでもらえる子育て施策の充実を図ります。

④待機児童解消対策の継続

待機児童解消を継続するため、保育者ニーズの把握に努め、保育士養成機関へ就職の働きかけを行うほか、既存保育施設への保育士雇用確保に関する助成について検討を行います。

⑤子ども・子育て支援事業計画

「第2期矢吹町子ども・子育て支援事業計画」では、これまでの取り組みや課題を踏まえ、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子育て支援策を計画的に推進します。

令和4年度 子育て支援課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①善郷小児童クラブ建設	空き教室ではない特別教室等を学校から借用して放課後児童クラブを運営してきましたが、令和5年4月から教室数が不足することによる待機児童が発生することから、児童クラブ専用の施設を学校敷地内に建設することとしました。今年度第2四半期には工事に着手し、年度内完成、引っ越し等を経て令和5年4月に開設できるよう、請負業者と協議、調整を図ります。	・6月に設計施工一括方式によるプロポーザルを行い、選定された業者とともに設計及び施工を行います。 ・令和5年4月に開所するための備品購入や引っ越しの手段等においても早期準備を図ります。	工事予定工期 R4年9月～R5年2月
②幼稚園の適正配置	少子化による今後の町立幼稚園のあり方について、全ての子どもがその状況に適した教育、保育を受けられるように、施設の老朽化現況も含め、検討委員会で協議し、今年度中に方針を定めます。	検討委員会へ町立幼稚園のあり方について諮問し、専門部会において調査、検討を行い、答申を受けます。その答申に基づき令和5年度に基本方針を策定します。 ・今後の児童数及び町立幼稚園利用推移と施設老朽程度の把握 ・町民、施設利用者への意向調査アンケート実施 ・同規模の統廃合を実施した自治体への聞き取り及び視察 ・検討委員会での協議、計画案の策定	7月：第1回審議会（諮問） 8月～1月：幼稚園専門部会（園視察、検討） 2月：第2回審議会（答申）

令和4年度 子育て支援課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③子育て施策の充実	①出産後の子育てに関する出費をサポートすることで、居住、出産を奨励し、次代を担う児童の増加を図る目的に、子育てしやすい町、子育て世帯に選ばれる町を目指し、矢吹っ子応援事業を推進します。 ②ファミリーサポート、子育て支援センター、ホームスタート等、子育て世帯を支援する事業についての効果的な事業の支援及び推進に努めます。 ③「子育て世代包括支援センター」での相談や「要保護児童対策地域協議会」を活用した支援等の取り組みに加え、「子ども家庭総合支援拠点」を令和5年度に発足するための検討、準備を進め、子どもや家庭、妊産婦等を取り巻く支援機関の更なる連携強化を図ります。 ④「矢吹町子ども子育て支援基金」について、「地域福祉」の視点に立ち、企業も含めた社会全体・地域全体で子ども達の未来を応援し持続的に支援できるよう検討していきます。	①②住民基本台帳の異動及び、保健師からの出産予定数を把握し、対象者へ矢吹っ子応援事業による出産祝品、祝金の給付、及びファミリーサポート、子育て支援センター、ホームスタート等について、特に子育て支援が必要な世帯へ情報が届くよう、健診等での声掛けやホームページ等のSNSで周知を図ります。 ③令和5年度設置に向けた情報の収集や補助金申請・人員確保及び設置要綱の整備を進め、また町民への広報にも努めます。 ④経済的な支援のほか、居場所づくりや食育・住まい・養育環境の整備などに取り組むため、ニーズ調査及び、基金の趣旨について広報し、賛同及び安定的な財源確保を図ります。	

令和4年度 子育て支援課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④待機児童解消対策の継続	①待機児童を発生させないために保育数受け入れ枠の検証を行い、既存の保育施設の保育士の確保に努めます。 ②潜在的な保育者ニーズを幅広く把握するための調査を行います。 ③保育者ニーズに応じた柔軟な利用を進めます。 ④保育園等において、延長保育や一時預かり、障害児支援などの多様な保育が提供できるよう支援について検討します。	①②住民基本台帳上の年齢別調べ、保健師からの出産予定数の状況把握、子育て支援係からの祝金交付状況確認等によりシミュレーションの作成。既存の保育施設への保育士確保のための助成制度を新設します。 ③④各種補助事業の活用を私立園長会で検証。小規模保育園に対し指導監査を実施します。	
⑤子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法及び、次世代育成支援対策推進法に基づく計画を一体とする「第2期矢吹町子ども・子育て支援事業計画」において、これまでの取り組みや課題を踏まえ、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子育て支援策を計画的に推進します。	年度ごとに、事業の進捗を検証し、必要に応じて計画内容の見直しを図ります。	